

設計図書等に対する質問

工事記号 ND 6

工事名 船橋市防災行政無線（同報系）再配備工事

質問事項	回答
<p>1. 特記仕様書 P15 第1章 総則第3節 共通仕様 12.無線設備の新旧運用期間中における配慮</p> <p>「既設設備メーカー以外の装置で構築する場合は、契約後速やかに既設設備との接続について調査し、確認すること。」とありますが、調査の結果、一度の操作で既設防災行政無線設備（アナログ・16QAM）及び新設デジタル防災行政無線設備に対して同時に通報を行うために、既設操作卓が必要になった場合は、撤去せず流用することについて協議させて頂けますでしょうか。</p>	<p>一度の操作で既設防災行政無線設備（アナログ・16QAM）及び新設デジタル防災行政無線設備に対して同時に通報を行うために、既設操作卓が必要になった場合は、撤去せず流用することについて協議いたします。なお、撤去せず流用する場合については、無線室内のスペースには制約がありますので、無線機の操作・運用に支障が生じないように、機器の配置を行う必要があります。</p>
<p>2. 特記仕様書 P15 第2章 整備計画第1節 整備概要 1.計画概要</p> <p>「船橋市が平常時に運用している各種SNS（X（旧：Twitter）、LINE、FaceBook等）、ふなばし情報メール（登録制メール）、船橋市ホームページ、ならびに市公式アプリ「スマートライフパス」、緊急速報メール（NTTDocomoにおいてはエリアメール）等と自動連携し」とありますが、自動連携するための費用見積もり及びインタフェース確認を実施するため、以下メディアの業者及び問い合わせ窓口をご教授願います。①ふなばし情報メール（登録制メール）②船橋市ホームページ③市公式アプリ「スマートライフパス」</p>	<p>各メディアとの連携は複数メディア連携サーバーからASPサービスへのメール連携による配信としています。このため各メディアとの個別インターフェース接続や専用API連携は必要ありません。なお、ASP サービスへのメール連携を行うふなばし情報メール（登録制メール）の事業者はスパイラルローカス株式会社です。</p>
<p>3. 特記仕様書 P19</p>	<p>本工事にて納入する電話自動応答装置の接続回線</p>

<p>第3章 デジタル同報系設備機能第2節 親局設備 2.操作卓サ 電話自動応答装置</p> <p>「接続回線数4回線以上」とありますが、本工事にて納入する回線数についてご指示願います。</p>	<p>数は12回線です。</p>
<p>4. 工事設計書 p28 電気通信工事細目別内訳船橋本庁舎デジタル同報系親局設備(16QAM移設) 通信 据付</p> <p>既設16QAM移設について、空中線、同軸避雷器は既設設備を取り外し、移設・設置するとの理解で正しいでしょうか。または、本工事にて新たに調達し、据付が必要でしょうか。</p>	<p>空中線および同軸避雷器については、本工事にて新たに調達し据付が必要です。</p>
<p>5. 設計図面 p5 A-5 システム系統図</p> <p>消防指令センター2F指令課に設置予定に遠隔制御装置と船橋市役所親局設備を接続する回線に「(既設回線)」の記載がありますが、既設回線の回線種別をご教授願います。</p>	<p>既設回線の回線種別は、同軸ケーブル(専用線・地中線)です。</p>
<p>6. 特記仕様書 15ページ 第1章 第3節 12</p> <p>〔12.無線設備の新旧併用運用期間中における配慮〕</p> <p>既設防災行政無線設備との接続および調整の際、既設設備の運用を一時停止する必要があると思われるのですが、停止可能な時間(期間)は、どのくらいを見込まれていますでしょうか。</p>	<p>停止可能な時間について特に定めはありませんが、突発的に放送を行う必要が生じる可能性があることから、作業はできる限り短時間で完了するよう努めてください。</p> <p>なお、既設防災行政無線設備との接続および調整の際に災害発生などにより急遽放送する場合は、速やかに既設への接続または原状への復旧を実施し、放送できるようにする必要があります。</p> <p>また、本市では夕方の見守り放送として、夏期(4月～9月)は17:30、冬期(10月～3月)は16:30に定時放送を行っていますので、定時放送に影響がないよう配慮する必要があります。</p>
<p>7. 図面番号:B-5、B-6</p> <p>9階 危機管理課防災無線室において、既設デジタル無線送受信装置および直流電源装置を移設する記載があります。移設の際、既設設備の運用停止可能時間(期間)は、どのくらいを見込まれていますでしょうか。</p>	<p>質問6の回答をご参照ください。</p>

<p>8. 図面番号：B-1、G-1、工事設計書 28 ページ 図面において、鋼管柱(φ139.8×t4.5 L10m)を既設 流用と記載されています。工事設計書における「鋼 管柱 船橋市役所 10m φ190 分割式 取付金具 1 本」の記載は、既設鋼管柱流用とのことではし ょうか。 また、径はφ139.8が正解でしょうか。</p>	<p>工事設計書 28 ページに記載の「鋼管柱 船橋市役 所 10m φ190 分割式 取付金具 1 本」は、既設鋼 管柱の流用ではなく、図面番号 B-7 に記載されて いる屋上塔屋南側に新設する鋼管柱を示していま す。 一方、図面番号 B-1 および G-1 の流用鋼管柱 (φ139.8×t4.5 L10m)は、図面番号 B-7 に記載さ れている屋上塔屋北側の流用鋼管柱 (φ139.8×t4.5 L10m)を示しているため、既設流 用となります。</p>
<p>9. 落札後、工事設計書の内容に準じる明細書を提出す るものでしょうか。</p>	<p>契約締結後に請負代金内訳書を提出していただく 必要があります。 様式は下記ホームページからダウンロードしてく ださい。 船橋市請負工事提出書類について https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/koujiitaku/003/p002827.html</p>
<p>10. 工事設計書 落札後の実工事において、数量変更等が生じた場合 は、精算対象となるとの認識でよろしいでしょ うか。</p>	<p>図面または仕様書を変更する必要がある場合は 、工事請負契約書および営繕工事請負契約にお ける設計変更等ガイドラインに基づいて契約変更 協議の対象とします。</p>
<p>11. 予定価格の共通仮設費、現場管理費および一般管理 費の算出は、公共建築工事共通費積算基準(令和8 年改定)に基づき、算出されていますでしょうか？ また、その場合、工種は新営電気設備工事と改修電 気設備工事のうち、どちらを採用されていますで しょうか。</p>	<p>予定価格の現場管理費および一般管理費の算出 は、公共建築工事共通費積算基準（令和8年改 定）に基づき算出しています。 なお、共通仮設費については、工事用電力および 工事用水の使用条件等を考慮した補正を行ったう えで算出しています。また、工種については電気 設備工事の改修工事を採用しています。</p>
<p>12. 公告 P.1 工事期間又は工事期限 全世界的に、イラン情勢による半導体や塗料等の調 達に影響が出始めています。本工事におかれまし ても、機器製作等に影響が出る恐れがありますが、そ のような場合において工期延長は考慮頂けると考え てよろしいでしょうか。</p>	<p>受注者の責めに帰すことができない事由により工 期内に工事を完成することができないときは、お 見込みのとおり工期延長を考慮いたします。 また、取り扱いについては契約締結後協議としま す。</p>
<p>13. 公告 P.4 低入札価格調査制度に関する事項 低入札価格調査の対象となった場合には技術者を2</p>	<p>低入札価格調査の対象となった入札者が落札者と して決定した場合には、本工事の公告に記載され ている「当該業種における監理技術者資格者証を 有し、かつ第一級陸上無線技術士、第二級陸上無</p>

<p>名以上配置することが求められており、1人目は公告文において監理技術者資格者と明記されております。下請業者との契約額が5,000万円未満となる場合においては、2人目の技術者は主任技術者でもよろしいでしょうか。</p>	<p>線技術士、第一級陸上特殊無線技士のいずれかの資格を有する者」を2名以上配置する必要があります。</p>
<p>14. 工事設計書 P.4 共通仮設費 現場管理費 一般管理費</p> <p>諸経費は、土木工事標準積算基準と公共建築工事共通費積算基準のどちらを適用していますか。また、採用された工種についてご教示をお願いします。土木工事であれば道路維持工事でしょうか。建築工事であれば改修電気設備工事（現場事務所を設営する）でしょうか。</p>	<p>質問11の回答をご参照ください。</p>
<p>15. 工事設計書 P.4 共通仮設費 現場管理費 一般管理費</p> <p>諸経費の計算において、機器費は直接工事費に含んでおり、共通仮設費、現場管理費の対象額となっていることよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>16. 特記仕様書 操作卓 J-ALERT自動起動装置</p> <p>既設設備において、操作卓とJ-ALERT自動起動装置が接続されているとお見受けします。このインターフェースを開示いただきたくお願いいたします。具体的には「Jアラート同報無線自動起動装置仕様書第2.6版（総務省消防庁）」の「同報無線自動起動装置～既設同報無線操作卓及び遠隔制御装置間 I/F仕様」に準拠していると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>17. 特記仕様書 P.14-15 第1章 第2節8 既存設備の保全</p> <p>工事期間、及び併用期間中は、既設設備の保守契約は別途予定しているという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>18. 特記仕様書 P.15 第1章 第3節12 操作卓</p> <p>併用期間中は、新設する操作卓による操作のみで全子局設備への一括放送が可能となりますが、保全の</p>	<p>保全のため既設操作卓が必要になった場合は、残置することについて協議いたします。なお、残置する場合については、無線室内のスペースには制約がありますので、無線機の操作・運用に支障が</p>

<p>ため既設操作卓を残置することをお認めください。</p>	<p>生じないよう、機器の配置を行う必要があります。</p>
<p>19. 特記仕様書 P.15 第2章 第1節1 連携先システム 下記の各取り扱い業者についてご教示ください。 ・ふなばし情報メール（登録制メール） ・船橋市ホームページ ・市公式アプリ「スマートライフパス」</p>	<p>質問2の回答をご参照ください。</p>
<p>20. 特記仕様書 P.15-16 第2章 第1節1 計画概要 メール配信については外国語による情報提供にも対応する旨の記載がありますが、こちらはASP事業者のサービスを利用した外国語対応を想定しておりますがよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>21. 特記仕様書 P.18 第2章 第3節 既設アナログ防災行政無線設備 既設アナログ防災行政無線設備の維持について、関東総合通信局とのこれまで協議結果について開示いただけますようお願いいたします。</p>	<p>関東総合通信局との協議内容については、契約締結後、業務遂行に必要な情報を受注者へ共有します。</p>
<p>22. 特記仕様書 P.19 第3章 第2節2(3) 監視制御装置 既設設備のアンサーバックによる通信・監視制御は、既設操作卓からの操作・運用のみ可能です。本仕様は新設設備の適用範囲で、既設設備のアンサーバック信号の監視制御は含まれないとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>23. 船橋市建設工事等に係る最低制限価格等算定基準 調査基準価格 失格判断基準価格 調査基準価格、及び失格判断基準価格の算定に当たり、本工事において、「プラント系工事における機器費」は適用されますか。</p>	<p>本工事において、「プラント系工事における機器費」は適用していません。 「船橋市建設工事等に係る最低制限価格等算定基準」にある建設工事について定める項目の内、1. 直接工事費 2. 共通仮設費 3. 現場管理費 4. 一般管理費の4項目を適用しています。</p>
<p>24. 学校・消防施設における施工時間制限および作業条件はございますか？</p>	<p>学校・消防施設における一律の施工時間制限や作業条件はありませんが、事前に各施設の管理者と協議のうえ施設の運営に支障がないように工事を行ってください。</p>
<p>25. 仮設設備（クレーン・高所作業車・交通誘導員）の変更時の設計変更取り扱いについては元請提案で変更精算という考え方でよろしいでしょうか？</p>	<p>本工事の仮設設備は任意仮設であるため元請提案による変更は契約変更の対象とはなりません。ただし、施工条件の変更に伴い、仮設設備を変更する必要があると発注者が認めた場合は、工事請負</p>

	<p>契約書および営繕工事請負契約における設計変更等ガイドラインに基づいて契約変更協議の対象とします。</p> <p>なお、仮設設備を変更する際は、安全や品質、施設の運営等に十分配慮することが必要です。</p>
<p>26. おそれ情報の対象となる具体事象および取り扱いについてご教示下さい。</p>	<p>工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等について、対象となる事象は、本市様式のおモチ面に記載している下記2点です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰 (建設業法施行規則第13条の14第2項第1号) ・ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰 (建設業法施行規則第13条の14第2項第2号) <p>また、取り扱いについては、本市様式のウラ面に記載のとおりです。</p> <p>本市様式につきましては、本工事の公告に記載されている下記ホームページをご確認ください。 入札関係書式（一般競争入札・建設工事・測量コンサル用） https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyounyusatsu/005/p002670.html</p>
<p>27. 評価基準の点数ですが点数が1点の実績が2件以上あれば配点の上限が2点の場合は2点の加算になりますでしょうか？</p>	<p>評価基準にある2点は、国等、都道府県等又は船橋市発注工事の実績であり、1点の船橋市を除く市町村等発注工事の実績が複数あった場合でも評価される点数は1点となります。</p>
<p>28. 船橋市のリース案件で施工は弊社で船橋市との契約者はリース会社の場合は施工実績になりますでしょうか？</p>	<p>本工事の入札参加に必要な施工実績は、国又は地方公共団体が発注した工事請負契約の元請実績となります。</p>
<p>29 無線局の免許申請は受注者が行政書士の資格を保有していない場合は、行政書士資格者へ委託するという事でよろしいでしょうか？</p>	<p>無線局の免許申請は免許人が実施するものとします。そのため、行政書士資格者は不要です。</p>
<p>30. 撤去品は有価物処理として元請に帰属する形でもよろしいでしょうか？</p>	<p>撤去品は産業廃棄物として処分してください。</p>
<p>31. 特記仕様書 P1</p>	<p>受注者の責めに帰すことができない事由により工</p>

<p>3. 契約期間</p> <p>「契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで」とありますが、工期について、令和9年3月末までとされていますが、天災、紛争、その他不可抗力、または第三者機関による申請・許認可手続き等、受託者の責によらない事由により工程に遅延が生じた場合、工期延長について協議させていただけますでしょうか。</p>	<p>期内に工事を完成することができないときは、お見込みのとおり協議いたします。</p>
<p>3 2. 特記仕様書 P14.15</p> <p>8. 既存設備の保全</p> <p>「工事期間中に既設設備に不具合等が生じた場合は、既設設備メーカーまたは既設設備メーカーの取り扱い業者と連携して迅速に復旧に努めること。」とありますが、上記業者様のご連絡先を開示いただきたくよろしくお願いたします。</p>	<p>既設設備のメーカーは、デジタル無線機(16QAM)は日本電気株式会社、アナログ無線機はパナソニック株式会社、J・A・L・E・R・T受信機はセンチュリー・システムズ株式会社、J・A・L・E・R・T起動機は富士通株式会社です。既設設備メーカーの取り扱い業者は協和テクノロジーズ株式会社です。</p>
<p>3 3. 特記仕様書 P15</p> <p>12. 無線設備の新旧併用運用期間中における配慮</p> <p>「既設防災行政無線設備からの移行期間中は、一度の操作で既設防災行政無線設備(アナログ・16QAM)及び新設デジタル防災行政無線設備に対して同時に通報を行うこと。既設防災行政無線設備との接続における必要な改修費用等は、本工事に含むものとする。</p> <p>また、無線室内における設備のレイアウトについては設計図を基本とするが、調達メーカーによりサイズが異なるため、落札後に発注者と協議の上で決定すること。既設設備メーカー以外の装置で構築する場合は、契約後速やかに既設設備との接続について調査し、確認すること。」とありますが、既設設備との接続にあたり、受注者にて既設設備に置き換わる設備を準備し、対応させていただくことをお認めいただけますでしょうか。</p>	<p>設計では、特記仕様書に記載の方法による施工としています。ただし、既設設備との接続にあたり運用に支障が生じる場合は、既設設備に置き換わる設備を準備し、対応することについて協議いたします。</p>
<p>3 4. 特記仕様書 P15</p> <p>12. 無線設備の新旧併用運用期間中における配慮</p> <p>「既設防災行政無線設備からの移行期間中は、一度の操作で既設防災行政無線設備(アナログ・16QAM)及び新設デジタル防災行政無線設備に対して同時に通報を行うこと。」とありますが、こちらは緊急一括および一括放送のみでよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

<p>35. 特記仕様書 P16</p> <p>「また、船橋市が平常時に運用している各種SNS (X (旧: Twitter)、LINE、FaceBook等)、ふなばし情報メール (登録制メール)、船橋市ホームページ、ならびに市公式アプリ「スマートライフパス」、緊急速報メール (NTTDocomoにおいてはエリアメール) 等と自動連携し、災害情報を多様な媒体へ同時発信する機能を備える。メール配信では外国語による情報提供にも対応し、情報伝達力の強化を図る。」とありますが、外国語については既設ASP事業者のサービスを利用して現状と同等の言語に対応できればよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>36. 特記仕様書 P16</p> <p>「また、船橋市が平常時に運用している各種 SNS (X (旧: Twitter)、LINE、FaceBook 等)、ふなばし情報メール (登録制メール)、船橋市ホームページ、ならびに市公式アプリ「スマートライフパス」、緊急速報メール (NTTDocomo においてはエリアメール) 等と自動連携し、災害情報を多様な媒体へ同時発信する機能を備える。メール配信では外国語による情報提供にも対応し、情報伝達力の強化を図る。」とありますが、各連携先の接続方法はASP 経由でもお認めいただけますでしょうか。お認めいただけない場合は、各連携先業者のご連絡先を開示ください。</p>	<p>各連携先の接続方法は、複数メディア連携サーバーを介してASPサービスと接続し、ASPサービスを經由して各メディアとの連携としています。</p>
<p>37. 別紙 施工計画等の評価項目等及び評価基準</p> <p>※2 「同種工事」とは、以下に示す工事とする。なお、施工実績や施工経験がある場合は、それを証明できる資料 (同種工事であることがわかる資料と、その工事が竣工し引渡しが完了していることがわかる資料) を添付すること。例えば、「登録内容確認書 (工事实績) 竣工登録」で同種工事であることを証明できない場合は、「工事完成図面と登録内容確認書 (工事实績) 竣工登録」等のように複数の資料を添付すること。・本工事の同種工事：関東総合通信局管轄内における、同一工事において以下の全ての条件を満たす工事の元請実績</p> <p>1. 防災行政無線 (同報系) 設備の親局の無線機及び操作卓の新設又は更新</p>	<p>同種工事の施工実績や施工経験は過去10年間に完成し引渡しが済んだ元請 (共同企業体の場合は出資比率20%以上) での工事の実績となっており、業務委託契約は評価対象となりません。</p>

<p>2. 防災行政無線（同報系）設備の再送信子局の無線機の新設又は更新」とありますが、コリンズによる証明が難しい（業務委託契約）の場合は、契約書及び工事完成図面等の提出でもよろしいでしょうか。</p>	
<p>38. 発注仕様書 P.14 8. 既存設備の保全 「工事期間中に既設設備に不具合等が生じた場合は、既設設備メーカーまたは既設設備メーカーの取り扱い業者と連携して迅速に復旧に努めること。」について 工期期間及び来年度以降の併用期間は、障害発生時に迅速かつ円滑な保守対応が実現できるよう、受注者にて新旧設備を一括して保守対応することによろしいですか。また、既設設備メーカーへの依頼に関わる費用は全て受注者負担でよろしいですか。</p>	<p>既設設備（アナログ・16QAM）の保守については、本工事期間中及び本工事完了後いずれについても別途契約となりますので、本工事の受注者による一括保守対応は必要ありません。 本工事期間中、本工事に起因して既設設備（アナログ・16QAM）に不具合等が生じた場合、その対応費用は本工事受注者の負担となります。 本工事完了後、本工事で設置した無線設備に不具合が生じた場合または、本工事に起因して既設設備（アナログ・16QAM）に不具合等が生じた場合、契約不適合責任期間の範囲において、その対応費用は本工事受注者の負担となります。</p>
<p>39. 発注仕様書 P.15 「既設設備メーカー以外の装置で構築する場合は、契約後速やかに既設設備との接続について調査し、確認すること。」について 既設設備メーカーと異なるメーカー装置を接続する場合、必ず既設設備の仕様を熟知した既設設備メーカーに事前に調査・接続内容が問題ないことを確認し、作業時にも立ち合わせる必要があるということによろしいですか。</p>	<p>受注者において既設設備との接続方法等を十分に調査・確認のうえ、既設設備に支障を与えないよう適切に施工してください。なお、市としては既設設備メーカーへの事前確認依頼や作業時の立ち合いを必須としていませんが、必要に応じて既設設備メーカーへ確認等を行うことは差し支えありません。</p>
<p>40. 発注仕様書 P.15 「既設防災行政無線設備からの移行期間中は、一度の操作で既設防災行政無線設備（アナログ・16QAM）及び新設デジタル防災行政無線設備に対して同時に通報を行うこと。」について 新旧設備に対する同時通報とは、従来通り緊急一括・一括・グループ・個別・時差・アンサーバック取得が全て必要となるという理解でよろしいですか。防災無線メーカーに確認したところ、グループ・個別・時差・アンサーバック取得を実現する場合、事前の解析作業が必要となるため、全て必要ということで問題ないかご回答をお願いいたします。</p>	<p>質問34の回答をご参照ください。</p>

<p>4 1. 発注仕様書 P.14</p> <p>「既設設備メーカー以外の装置で構築する場合は、契約後速やかに既設設備との接続について調査し、確認すること。」について</p> <p>既設メーカー以外の装置で構築する場合、無線機同士の電波干渉や接続不良による放送不良（雑音や音量差等）を防ぐため、電波伝搬調査にて電波干渉・放送不良がないことを事前確認する必要があることでよろしいですか。</p>	<p>既設設備との接続にあたっては、無線機同士の電波干渉や接続不良による放送不良（雑音や音量差等）が生じないように十分な確認を行うものと思いますが、その確認方法については電波伝搬調査を必須とするものではありません。</p>
<p>4 2. 33328725_特記仕様書 p.15</p> <p>第1章 第3節 共通仕様 12. 無線設備の新旧併用期間中における配慮</p> <p>「既設防災行政無線設備からの移行期間中は、一度の操作で既設防災行政無線設備（アナログ・16QAM）及び新設デジタル防災行政無線設備に対して同時に通報を行うこと。」について</p> <p>新設操作卓から既設 16QAM 設備、既設アナログ設備に対する通報は下記の運用が可能です。・既設 16QAM 設備：緊急一括、一括通報による音声通報のみ対応。 ・既設アナログ設備：緊急一括、一括通報による音声通報のみ。上記による運用でお認めいただけないでしょうか。</p>	<p>質問 3 4 の回答をご参照ください。</p>
<p>4 3. 33328725_特記仕様書 p.15</p> <p>第2章 第1節 整備概要 1. 計画概要</p> <p>「また、船橋市が平常時に運用している各種 SNS（X（旧：Twitter）、LINE、FaceBook 等）、ふなばし情報メール（登録制メール）、船橋市ホームページ、ならびに市公式アプリ「スマートライフパス」、緊急速報メール（NTTDocomo においてはエリアメール）等と自動連携し、災害情報を多様な媒体へ同時発信する機能を備える。」について</p> <p>ふなばし情報メール、船橋市ホームページ、市公式アプリ各運営業者の連絡先・ご担当者をご教示ください。</p>	<p>質問 2 の回答をご参照ください。</p>
<p>4 4. 33328725_特記仕様書 p.15</p> <p>第2章 第1節 整備概要 1. 計画概要</p> <p>「メール配信では外国語による情報提供にも対応</p>	<p>登録制メール事業者経由で以下の言語を対応中です。新規設備においても、同様の外国語による情報提供を行えるものとしてください。</p>

<p>し、情報伝達力の強化を図る。」について</p> <p>希望される外国語をご教示ください。</p>	<p>英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・インドネシア語・タガログ語・ポルトガル語・スペイン語・タイ語・ヒンディー語（合計11か国語）</p>
<p>4 5. 33328725_特記仕様書 p.16</p> <p>第2章 第2節 対象機器</p> <p>「15 直流電源装置 DC-48CV 50AH 以上」について</p> <p>弊社防災無線システムでは、直流電源装置は DC 13.8V を標準としています。運用上問題ありませんので、直流電源装置は DC 13.8V でお認め頂けないでしょうか。</p>	<p>設計では、特記仕様書に記載の直流電源装置としています。メーカーの仕様に応じて直流電源の電圧を変更する必要がある場合は、契約後に協議いたします。</p>
<p>4 6. 33328725_特記仕様書 p.21</p> <p>第3章 第4節 再送信子局設備 2. 外部接続箱 (1)</p> <p>「電源接続部を内蔵し、オートリセットブレーカ並びにクラスIIのSPDを搭載すること」について</p> <p>弊社の防災無線システムでは、電源系統での誘雷発生時に外部接続箱を保護する目的で、外部接続箱と電源接続箱を分離する設計となっております。オートリセットブレーカ、クラスII SPD を搭載した電源接続箱を納入すれば、外部接続箱に電源接続部を内蔵せずともお認め頂けますでしょうか？</p>	<p>設計では、特記仕様書に記載の外部接続箱としています。メーカーの仕様に応じてオートリセットブレーカ、クラスIIのSPDを外部接続箱とは別の箱体に内蔵することが必要となる場合は、契約後に協議いたします。</p>
<p>4 7. 33328725_特記仕様書 p.21</p> <p>第3章 第5節 屋外拡声子局設備 2. 外部接続箱 (1)</p> <p>「電源接続部を内蔵し、オートリセットブレーカ並びにクラスIIのSPDを搭載すること」について</p> <p>弊社の防災無線システムでは、電源系統での誘雷発生時に外部接続箱を保護する目的で、外部接続箱と電源接続箱を分離する設計となっております。オートリセットブレーカ、クラスII SPD を搭載した電源接続箱を納入すれば、外部接続箱に電源接続部を内蔵せずともお認め頂けますでしょうか？</p>	<p>質問4 6の回答をご参照ください。</p>
<p>4 8. 船橋市公告第1号の8 8</p> <p>「総合評価型（施工能力評価タイプIV類）の施工計画等に関する事項」について</p> <p>本工事については総合評価型（施工能力評価タイプ</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

<p>IV類)となり、施工計画の対象外件名と認識いたします。一方、公告において落札候補者の決定方法・施工計画等の提出についてなどに施工計画の文言が散見されますが、技術評価点の採点等は施工計画以外の提出資料を元に算出されるという考え方でよろしいでしょうか。</p>	
<p>49. 一般競争入札【総合評価型】に関する 入札参加者提出書類様式集 「様式番号：1 様式名：総合評価型施工計画等提出資料」について</p> <p>上記質問と重複いたしますが、(施工能力評価タイプIV類)には施工計画が必要ないため提出枚数は「一枚」とし、様式第5号からの提出でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>50. 船橋市公告第1号の88 「本工事の入札参加者に必要な資格等(公告日時点) (入札参加社名について)」</p> <p>入札はICカードに登録されている社名(当社支社名)にて行う必要があるでしょうか。</p>	<p>本市電子入札約款において、「入札参加者は、船橋市建設工事等入札参加有資格者名簿に登載された代表者又は代理人(使用印鑑届兼委任状にある受任者)とする。」とされていることから、入札参加者名は、入札日時点での本市名簿に登載された代表者又は委任状にある代理人(受任者)の社名で行っていただく必要があります。</p>
<p>51.P.1 「契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。(工期限内に完成検査を行い、引渡しを完了すること。)」について</p> <p>現在、AI需要の拡大により操作卓内サーバーに使用する半導体等の納期遅延が発生しております。操作卓の納入が遅れた場合、屋外拡声子局の工事着手が操作卓納入後になる事から工期限内完工が難しくなる恐れがございます。今後、世界情勢の影響により需給状況に変化が生じた場合においては、工期変更、繰越事業とさせて頂きたいのですが、宜しいでしょうか。</p>	<p>受注者の責めに帰すことができない事由により工期限内に工事を完成することができないときは、お見込みのとおり工期変更、繰越事業の対象として協議いたします。</p>
<p>52.P.14 「(7) 屋外拡声子局の筐体に市章及び局番号等の表示を行うこと。筐体のカラー及び市章等のレイアウトについては契約後協議を行うこととする。」について</p>	<p>お見込みのとおりです。 なお、屋外拡声子局の筐体カラー及び市章等のレイアウトについては、契約後に協議の上決定するものとします。</p>

<p>屋外拡声子局の筐体カラーについて、現行通り環境色は無い認識でよろしいでしょうか。</p>	
<p>5 3 . P.14-15 「8. 既存設備の保全 工事期間中に既設設備に不具合等が生じた場合は、既設設備メーカーまたは既設設備メーカーの取り扱い業者と連携して迅速に復旧に努めること。」について</p> <p>並行運用期間に既設設備に不具合等が生じた場合、既設防災無線メーカーへの立ち会い作業を依頼し、復旧後の動作確認・正常性確認についても既設防災無線メーカーに確認を依頼する必要があるという解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>工事期間中に既設設備に不具合等が生じた場合は、受注者は既設防災行政無線メーカーまたはその取り扱い業者と連携し、動作確認および正常性確認を実施の上、速やかな復旧に努めるものとします。</p> <p>なお、連携の方法については、既設防災行政無線メーカーへの立ち会い作業や復旧後の動作確認・正常性確認の依頼は必須ではありませんが、迅速な復旧のために必要となる場合は、既設防災行政無線メーカーへ立ち会い作業や復旧後の動作確認・正常性確認を依頼してください。</p>
<p>5 4 . P.14-15 「8. 既存設備の保全 工事期間中に既設設備に不具合等が生じた場合は、既設設備メーカーまたは既設設備メーカーの取り扱い業者と連携して迅速に復旧に努めること。」について</p> <p>既設設備メーカーまたは既設設備メーカーの取り扱い業者への依頼について、各種調整及び依頼費用についても受注者側で負担とする解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>ただし、本工事に起因しない不具合について既設設備メーカーまたは既設設備メーカーの取り扱い業者が復旧に要した費用については、本工事とは別途となります。</p>
<p>5 5 . P.14-15 「8. 既存設備の保全 工事期間中に既設設備に不具合等が生じた場合は、既設設備メーカーまたは既設設備メーカーの取り扱い業者と連携して迅速に復旧に努めること。」について</p> <p>第2期事業以降で更新を行う既設屋外子局についても、親局設備を含めたシステム全体の動作保証を行うために、本事業の受注業者にて保守対応を行う必要があるという解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>第2期事業以降で更新を行う既設屋外拡声子局の保守対応については、別途契約となりますので本工事の受注者による保守対応は必要ありません。ただし、工事期間中に既設設備に不具合等が生じた場合は、既設設備メーカーまたは既設設備メーカーの取り扱い業者と連携して迅速に復旧に努める必要があります。</p>
<p>5 6 . P.15 「12. 無線設備の新旧併用運用期間中における配慮 既設防災行政無線設備からの移行期間中は、一度の</p>	<p>新旧併用運用期間中に一度の操作で既設防災行政無線設備（アナログ・16QAM）及び新設デジタル防災行政無線設備に対して同時に通報が必要と</p>

<p>操作で既設防災行政無線設備（アナログ・16QAM）及び新設デジタル防災行政無線設備に対して同時に通報を行うこと。」について</p> <p>既設防災行政無線設備（アナログ・16QAM）及び新設デジタル防災行政無線設備に対する同時通報ですが、現在運用されているグループ放送・個別放送・時差放送や監視制御等についても継続して必要となる解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>なるのは、緊急一括及び一括放送です。</p> <p>なお、新旧併用運用期間中のグループ放送・個別放送・時差放送については必須ではありません。また、監視制御については、新旧併用期間中も必要ですが、一度の操作で同時に行うことは必須ではありません。</p>
<p>57.P.15</p> <p>「12. 無線設備の新旧併用運用期間中における配慮 既設防災行政無線設備からの移行期間中は、一度の操作で既設防災行政無線設備（アナログ・16QAM）及び新設デジタル防災行政無線設備に対して同時に通報を行うこと。」について</p> <p>近隣局同士の音の重なりによる聞こえづらさ、及びそれによる市民サービス低下を招かないように、現行通り時差放送が必須となる認識ですので、移行期間中も時差放送が行える必要があるという解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>新旧併用運用期間中に一度の操作で既設防災行政無線設備（アナログ・16QAM）及び新設デジタル防災行政無線設備に対して同時に通報が必要となるのは、緊急一括及び一括放送です。</p> <p>なお、移行期間中については、時差放送は必須ではありません。</p>
<p>58.P.15</p> <p>「12. 無線設備の新旧併用運用期間中における配慮 既設防災行政無線設備からの移行期間中は、一度の操作で既設防災行政無線設備（アナログ・16QAM）及び新設デジタル防災行政無線設備に対して同時に通報を行うこと。」について</p> <p>市民への情報配信に遅れや時差が発生しないよう、新設する操作卓から新旧無線機を直接制御することで、同時に放送できる必要があるという解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>既設防災行政無線設備からの移行期間中は、一度の操作で既設防災行政無線設備（アナログ・16QAM）及び新設デジタル防災行政無線設備に対して同時に通報を行うことができれば、新設する操作卓から新旧無線機を直接制御することは必須ではありません。</p>
<p>59.P.15</p> <p>「12. 無線設備の新旧併用運用期間中における配慮 既設防災行政無線設備からの移行期間中は、一度の操作で既設防災行政無線設備（アナログ・16QAM）及び新設デジタル防災行政無線設備に対して同時に通報を行うこと。」について</p> <p>災害発生時に避難所・公共施設等との連絡通話を円</p>	<p>新設親局設備から既設屋外拡声子局との連絡通話を行うことは必須ではありません。新設親局設備から既設屋外拡声子局との連絡通話が行えない場合は、既設親局設備（残置）による連絡通話を行えるようにしてください。</p>

<p>滑に行えるよう、新設する親局設備にて新旧設備との連絡通話を行える必要があるという解釈でよろしいでしょうか。</p>	
<p>6 0 . P.15 「12. 無線設備の新旧併用運用期間中における配慮 既設設備メーカー以外の装置で構築する場合は、契約後速やかに既設設備との接続について調査し、確認すること。」について</p> <p>既設設備メーカー以外の装置で構築する場合は、既設システムの障害・不具合リスクを踏まえ、既設設備メーカーまたは既設設備メーカーの取り扱い業者を立会わせることでよろしいでしょうか。</p>	<p>既設設備メーカーまたは既設設備メーカーの取り扱い業者の立ち会いは必須ではありません。 受注者において既設設備との接続方法を十分に調査・確認のうえ、既設設備に支障を与えないよう適切に施工してください。</p>
<p>6 1 . P.15 「12. 無線設備の新旧併用運用期間中における配慮 既設設備メーカー以外の装置で構築する場合は、契約後速やかに既設設備との接続について調査し、確認すること。」について</p> <p>既設設備との接続調査は、納入予定の防災無線メーカー機器を用いた実証実験を行い、既設設備との接続及びシステム全体の動作保証についても問題がないことを新旧防災無線メーカーが保証する確認印を含めて証明することでよろしいでしょうか。</p>	<p>既設設備との接続調査は、実証実験の実施や、既設設備との接続及びシステム全体の動作保証について問題がないことを新旧防災無線メーカーが保証する確認印を含めた証明を求めるものではありません。 受注者において既設設備との接続方法およびシステム全体の動作について十分に調査し、既設設備および新設設備全体の運用に支障が生じないことを確認してください。</p>
<p>6 2 . P.15 「12. 無線設備の新旧併用運用期間中における配慮 既設設備メーカー以外の装置で構築する場合は、契約後速やかに既設設備との接続について調査し、確認すること。」について</p> <p>切替え作業時の既設設備の放送停止・故障リスクを踏まえて、既設無線局（16QAM・アナログ）の更新は認められない認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>設計では、特記仕様書に記載の方法による施工としています。ただし、既設設備との接続にあたり運用に支障が生じる場合は、既設設備を更新することについて協議いたします。</p>
<p>6 3 . P.15 「1. 計画概要 船橋市が平常時に運用している各種 SNS（X（旧：Twitter）、LINE、FaceBook 等）、ふなばし情報メール（登録制メール）、船橋市ホームページ、ならびに市公式アプリ「スマートライフパス」、緊急速報メール（NTTDocomo においてはエリアメール）等</p>	<p>質問 2 の回答をご参照ください。</p>

<p>と自動連携し、災害情報を多様な媒体へ同時発信する機能を備える。」について</p> <p>連携に関わる見積取得のため、ホームページ業者・アプリ業者及び担当者連絡先をご教示ください。</p>	
<p>6 4 . P.16</p> <p>「メール配信では外国語による情報提供にも対応し、情報伝達力の強化を図る。」について</p> <p>対応が必要となる外国語についてご教示下さい。</p>	<p>質問 4 4 の回答をご参照ください。</p>
<p>6 5 . P.18</p> <p>「第 3 節 留意事項</p> <p>本事業は第 4 期まで併用運用を行うため、それぞれの基地局が干渉しないよう十分な離隔並びにフィルタを実装すること。」について</p> <p>干渉対策用フィルタを含めて納入することによってよろしいでしょうか。</p>	<p>それぞれの基地局が干渉しないよう十分な離隔をとり、干渉対策用フィルタを実装するものとします。</p>
<p>6 6 . 特記仕様書 P. 1 5</p> <p>12. 無線設備の新旧併用運用期間中における配慮</p> <p>「既設防災行政無線設備からの移行期間中は、一度の操作で既設防災行政無線設備（アナログ・16QAM）及び新設デジタル防災行政無線設備に対して同時に</p> <p>通報を行うこと。」について</p> <p>船橋市様の現在の運用として、毎日アンサーバック監視による機器不具合有無を確認されている認識のため、それらの見落としを防止するために新旧設備の監視情報も同時に確認できる必要があるという解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>アンサーバック監視は必要ですが、新旧設備の監視情報を同時に確認することは必須ではありません。</p>
<p>6 7 . 特記仕様書 P. 1 5</p> <p>12. 無線設備の新旧併用運用期間中における配慮</p> <p>「既設防災行政無線設備からの移行期間中は、一度の操作で既設防災行政無線設備（アナログ・16QAM）及び新設デジタル防災行政無線設備に対して同時に通報を行うこと。」について</p> <p>船橋市様の現在の運用として、毎日アンサーバック監視による機器不具合有無を確認されている認識の</p>	<p>質問 6 6 の回答をご参照ください。</p>

ため、それらの見落としを防止するために新旧設備の監視情報も同時に確認できる必要があるという解釈でよろしいでしょうか。